

東久留米市ホームページ広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1 この基準は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年東久留米市訓令乙第1号。以下「要綱」という。）の規定に基づき市のホームページに掲載する有料広告の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第2 広告の掲載位置は、市のホームページのトップページ及び観光情報ページの市が指定した位置とし、枠数はトップページが最大で15枠、観光情報ページが最大で3枠とする。

(掲載広告の種類・規格)

第3 広告の種類は、バナー広告とする。

2 1枠当たりの規格は、別表1の通りとする。

(広告掲載料及び掲載期間)

第4 広告の掲載料は、トップページが1枠当たり月額20,000円、観光情報ページが1枠当たり月額12,000円とする。

2 広告を掲載する期間は、1カ月単位とする。

3 長期の連続掲載を希望した場合は、市のホームページの更新に支障がない範囲内とし、最長で12カ月とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5 募集は、原則として市のホームページ及び広報ひがしくるめに掲載し、公募するものとする。

2 募集時期は、毎年2月に次年度分の広告掲載希望者を募集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず掲載枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告掲載希望者を随時募集できるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6 広告掲載希望者は、東久留米市公共物等有料広告掲載取扱要綱第8に規定する東久留米市広告掲載申込書に広告原稿を添付して、市長に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、申し込みの際に業務内容等がわかる書類（登記簿謄本の写し、履歴事項全部証明書、納税証明書等をいう。）の提示若しくは提出を求めることができるものとする。

(広告掲載の決定)

第7 市長は、前条の申し込みがあったときは、要綱第9に規定する東久留米市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て広告掲載の可否を決定し、その結果を同第8項に規定する広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8 広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、市が指定する方法及び期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第9 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載に係る経費の負担及び広告原稿の提出)

第10 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11 広告の掲載が決定した後でも、市長は、市のホームページの更新に支障があると認めたとときのほか、市長が指定する期日までに掲載原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第12 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料を一部または全額還付する。

2 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した場合は、別表2の通り広告掲載料を還付する。

(その他)

第13 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成17年2月10日から施行する。

この基準は、平成19年2月10日から施行する。

この基準は、平成20年2月12日から施行する。

この基準は、平成23年2月10日から施行する。

この基準は、平成24年3月26日から施行する。

この基準は、平成26年2月7日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

大きさ	縦60ピクセル・横150ピクセル
データ量	50KB以内
データ形式	GIF形式

別表 2

閉鎖した時間	還付する金額
市のホームページのトップページ	
初 日 3時間以上24時間以内	700円
2日目以降 24時間ごとに	閉鎖日数×700円
観光情報ページ	
初 日 3時間以上24時間以内	400円
2日目以降 24時間ごとに	閉鎖日数×400円